

# 令和3年度 就学援助制度のお知らせ



## 厚岸町教育委員会

厚岸町教育委員会では、生活保護を受けていない世帯で、経済的にお困りの世帯を対象に、小学生・中学生のお子様の勉強や学校生活に必要な費用の援助を行っています。

就学援助を希望される場合は、次の内容をご確認の上、厚岸町教育委員会(管理課学校教育係) へ申請をしてください。

※ 前年度に認定され、援助を受けていた方についても、改めて申請手続きを行ってください。

# 援助を受けられる対象世帯は次のとおりです

- 1 原則として令和2年4月から現在までに次のいずれかに該当した世帯
- (1) 生活保護の停止又は廃止を受けた世帯
- (2) 市町村民税の非課税又は減免を受けた世帯
- (3) 固定資産税又は個人事業税の減免を受けた世帯
- (4) 国民健康保険税の減免を受けた世帯
- (5) 国民年金の掛金の減免を受けた世帯
- (6) 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けた世帯
- (7) 児童扶養手当の支給を受けた世帯

## 2 上記1のほか、次のいずれかに該当する世帯

該当する世帯は、収入のある世帯員全員の所得合計額と判定基準を比較し判定いたします。

- (1) 世帯主又は家族の方が長期病気療養中のため経済的にお困りの世帯
- (2) 不慮の災害のため経済的にお困りの世帯
- (3) 年間収入額が特に少ないため経済的にお困りの世帯
- ※ <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、</u>収入が大幅に減少した世帯は別途教育委員会へご相談ください。

判定	基準表(参	善例)		※年齢は令和2年12月31日現在となります。				
例	世帯人員	父	<del></del>	子	子	子	祖父	判定基準
Α	2人	•	34歳	6歳	•	•	•	214万円
В	2人	•	35歳	13歳	•	•	•	251万円
С	3人	34歳	30歳	7歳	•	•	•	292万円
D	4人	38歳	38歳	9歳	4歳	•	•	317万円
Ε	4人	42歳	39歳	13歳	8歳	•	•	354万円
F	5人	35歳	33歳	8歳	5歳	1歳	•	334万円
G	6人	39歳	39歳	15歳	13歳	9歳	64歳	437万円

※上記の判定基準は<u>あくまでも参考数値</u>です。基準表と同一世帯人員であっても、世帯の年齢 構成や住宅の保有状況により基準額は異なります。詳細については、お問い合わせください。

## 援助を受けられる費用は次のとおりです ※令和2年度実績

中学校1学年 ・・・・・・・ 60.00円 中学校のみ・・・・・・・ 30.150円

学校1学年 ······· 60,000円 中学校のる 実技用具費 ●生 徒 会 費

●体育実技用具費

小学校1•4学年 ···· 11,810円 中学校1学年 ··· 4,110円

●校外活動費(宿泊を伴うもの) ※いずれも限度 小学校 ・・・・・・・・・・ 3,690円 中学校 ・・・・・・・・・・・・・・ 6.210円 ている場合は1世帯分のみ 全学年 ・・・・・・・・・ 学校で決められた額

●卒業アルバム代 ※いずれも限度額

小学校6学年 ······ 11,000円 中学校3学年 ····· 8,800円

中学校のみ ・・・・・・ 学校で決められた額

●PTA会費 ※兄姉等が同じ小学校又は中学校に通学し

# 申請に必要な書類は次のとおりです

#### 1 申請書

必要事項及び世帯全員のマイナンバーを必ず記載し、以下(1)もしくは(2)のどちらかを添付してください。

- (1) 申請者(保護者)のマイナンバーカードの写し(表裏両面)
- (2) マイナンバーカードが無い場合は、<u>申請者(保護者)のマイナンバーがわかる公的な書類の写し</u>(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーの通知カードなど)と、<u>身元を確認できる書類の写し</u>(運転免許証・パスポートなどの顔写真付き書類、または、健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書の中から2つ以上)
- ※ 通知カードは令和2年5月25日以後に記載事項の変更があった場合は使用できません!
- ※ いずれも白黒コピーで問題ありません。
- 2 左記1のいずれかに該当する世帯の必要書類(以下(1)~(3)のいずれか)
  - (1) 生活保護(停止•廃止) 決定通知書
  - (2) 児童扶養手当証書
  - (3) 町民税、国民年金の掛金、国民健康保険税などの減免認定の確認できる書類(世帯全員分の認定通知等)
- ※ 令和3年1月1日以降に厚岸町に転入された方については、転入前に住民登録をしていた市町 村の課税証明等の提出を求めることがあります。



(裏面に続きます)

(右のページへ続く)

# 申請受付期日・申請先・申請方法は次のとおりです

## 1 受付期日 令和3年4月23日(金) まで

※ 期限までに申請書が提出されない場合、令和3年4月1日付の認定として扱えなくなり、 援助される費用が減額されますので注意してください。

なお、生活状況の急変などにより<u>年度途中に援助を受ける理由が発生した場合</u>には、その 時点で申請することができます。

## 2 申請先 厚岸町教育委員会 管理課学校教育係

3 申請方法 申請に必要な書類を申請先へ持参又は郵送してください。

【宛先】 〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町教育委員会 管理課 学校教育係

(業務時間:土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分)

※郵送の場合は、ご家庭で送料負担になります。

# 申請結果・援助方法・注意事項等について

### 1 援助の申請結果

厚岸町教育委員会が、保護者からの申請に基づいて別途調査(認定要件及び提出書類を確認し、 収入のある世帯員全員の所得合計額と判定基準を比較し判定するなど)を行い、援助の可否の認定 ・決定通知書を学校を経由して、お知らせします。

なお、申請内容に不明な点があるときはご家庭にお聞きすることがあります。また、その際、新たな書類の提出を求めることがあります。

#### 2 援助費の援助方法

学校を経由して、保護者に援助を行います。

#### 3 注意事項等

- (1) 援助を受けることが認定された後、家庭事情が好転し援助を受ける必要がなくなったときには、すぐに学校又は教育委員会へ連絡してください。
- (2) 小学校、中学校に兄弟姉妹がいる場合は、1枚の申請書で申請してください。
- (3) 生活状況の急変により年度途中で援助を受ける理由が発生した場合は、次の証明書類の提出が必要となります。
- ア 世帯の減収前の給与明細等及び減収後直近3ヶ月分の給与明細又はその他収入が分かる資料等
- イ 令和2年分の所得状況が分かる書類
- ウ 辞令書又は退職証明書
- エ 売上減少などを要件とした公的資金支援を受けたことを証明する書類等
- オ その他収入額の減少等が分かる書類
- ※上記ウ~オについては、該当する書類のみ提出となります。また、上記以外の書類の提出が必要となる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

(右のページへ続く)

### お問い合わせ先

- 厚岸町教育委員会管理課学校教育係(IL52-3131 内線354~357番)
- ・お子様が通学している学校





